

ご家族様各位

令和 8 年 8 月 吉日
保土ヶ谷病院 医事課

〈高額療養費制度自己負担額改正について〉

日頃より、皆様方には当院の基本理念等につきまして、ご理解ご協力を頂き誠にありがとうございます。

厚生労働省による公的医療保険制度の見直しに伴い、令和 8 年 8 月診療分より、高額療養費制度における 1 か月あたりの「自己負担限度額」が引き上げられます。

多数回該当（直近 1 2 か月の間に高額療養費に該当した月が 3 か月以上ある場合、4 か月目以降は自己負担限度額が更に軽減されます）の金額は変更ありません。

また新たに年間上限額が設けられ、上限額に達した後はそれ以上の自己負担額が保険者から還付を受けることができます。

この改正は全国すべての医療機関で一斉に適用されるものであり、現在すでに入院中の患者様におかれましても、令和 8 年 8 月以降の入院費より新しい限度額が適用されますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

ご不明な点がございましたら、医事課までお問合せください。

所得区分		令和 8 年 7 月まで		令和 8 年 8 月以降		
7 0 歳未満	7 0 歳以上	限度額	多数回該当	限度額	多数回該当	年間上限額
区分ア	現役並み Ⅲ	252,600 円+ (医療費-842,000) ×1%	140,100 円	270,300 円+ (医療費-901,000) ×1%	140,100 円	1,680,000 円
区分イ	現役並み Ⅱ	167,400 円+ (医療費-558,000) ×1%	93,000 円	179,100 円+ (医療費-597,000) ×1%	93,000 円	1,110,000 円
区分ウ	現役並み Ⅰ	80,100 円+ (医療費-267,000) ×1%	44,400 円	85,800 円+ (医療費-286,000) ×1%	44,400 円	530,000 円
区分エ	一般	57,600 円	44,400 円	61,500 円	44,400 円	530,000 円
区分オ		35,400 円	24,600 円	36,900 円	24,600 円	290,000 円
	低所得Ⅱ	24,600 円		25,700 円	24,600 円	290,000 円
	低所得Ⅰ	15,000 円		15,700 円		180,000 円